る場合にあっては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとし、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後において経営強化計画の変更をする場合にあってはコア業務純益が増加し、又はコア業務純益ＲＯＡが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

［一～四　略］

（法第十九条第五項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表）

第五十二条　金融庁長官は、法第十九条第一項の規定による承認をしたとき又は同条第五項において準用する法第十七条第六項若しくは第七項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、法第十九条第五項（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該承認又は提出に係る経営強化計画（変更後の経営強化計画を含む。以下この条において同じ。）を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第四十八条第二項第一号に掲げる書類（法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあっては第三十二条第一号に掲げる書類を含み、同項第五号ハ又はニに掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあっては第三十二条第一号及び第四十八条第二項第五号ロに掲げる書類を含み、法第十九条第五項において準用する法第十七条第六項又は第七項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合にあっては第四十五条第一号に掲げる書類とする。）を公表するものとする。

（法第二十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告）

第五十三条　法第二十条第一項（法第二十二条第四項（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画又は経営計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画又は経営計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画又は当該経営計画に記載した各種の指標の動向（協同組織中央金融機関又は協同組織金融機関にあっては、法第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十条第一項の規定により経営強化計画又は経営計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第三項（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った金融機関等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十四条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十五条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十六条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十七条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十八条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十九条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第六十条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第六十一条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第六十二条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第六十三条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第六十四条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第六十五条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第六十六条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第六十七条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第六十八条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第六十九条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第七十条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第七十一条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第七十二条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第七十三条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第七十四条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第七十五条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第七十六条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第七十七条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第七十八条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第七十九条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十一条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十二条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十三条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十四条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十五条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十六条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十七条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

２　金融庁長官は、法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて公表しないときは、当該金融機関等に対し、当該公表を行うよう勧告することができる。

３　金融庁長官は、前項の勧告を受けた金融機関等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該金融機関等に対し、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十八条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九条第五項等において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を変更した場合にあっては、その変更後のもの）に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画の達成の見込みについて、当該経営強化計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、内閣府令で定めるところにより、報告しなければならない。

（法第二十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十九条　法第二十二条第一項前段（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法